

平成27年度

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金のうち

民間事業者等（間接補助事業者）二次公募要領

平成27年7月

一般社団法人日本有機資源協会



## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

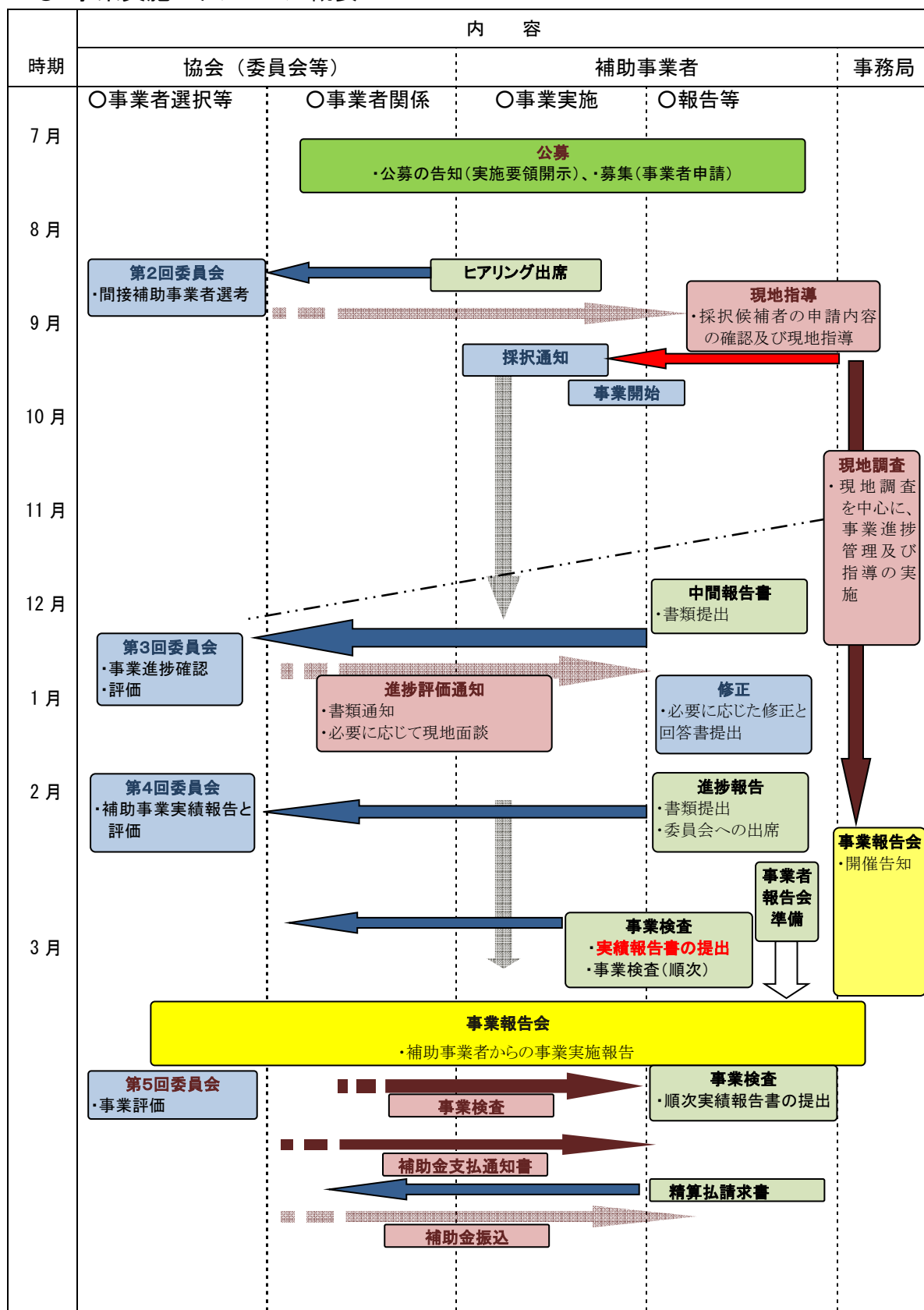
当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協会に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は店舗の供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施いたします。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を変換していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。



◎ 事業実施スケジュール概要



1. 計画変更等については、必要に応じて速やかに「計画変更承認申請書」等を提出すること。
2. 事業完了、事業検査、支払通知、補助金振込等の時期については、個別に対応することとします。



## 公募期間及び書類提出先

### 1. 公募期間及び提出期限

- (1) 公募期間：平成27年7月17日（金）～8月17日（月）
- (2) 提出期限：平成27年8月17日（月） 17時必着

### 2. 書類提出先及びお問い合わせ先

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6番16号 馬事畜産会館401号室  
一般社団法人日本有機資源協会

担当： 菅原（すがわら）、鈴木（すずき）

電話番号： 03-3297-5618

FAX番号： 03-3297-5619

電子メールアドレス： bdf27@jora.jp

### 3. 提出方法

#### (1) 事業申請事前連絡票の提出

- ①申請に対する相互における正確性を期すため、原則として、事業申請者は、本申請の約1週間前までに、あらかじめ「事前連絡票」（様式-1）を日本有機資源協会（以下、協会という。）へ提出してください。この事前連絡票の提出方法は、ファックス又は電子メールとします。
- ②期限まで1週間を切った後に限り、事前連絡票の内容を電話で連絡しても良いものとします。

#### (2) 申請書類の提出方法

申請書類は、公募期限内において次のいずれかの方法で提出するものとし、いずれの場合でも公募期限内必着とします。

- ①直接持参：協会の事務所へ9:00～12:00、13:00～17:00の間に持参してください。なお、土日、祭日は除きます。
- ②郵送：簡易書留による郵送とし、公募締切日の17:00必着とします。

#### (3) 申請書類受理の連絡

協会は、申請書類を受理した場合に、事業申請者にその旨を電話又はメールで連絡します。

### 4. 資料

協会のホームページ (<http://www.jora.jp>) で、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。





## 目次

### I. 事業の概要

1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	1
3. 事業のスキーム	1
4. 補助事業対象者	1
5. 補助対象内容	2
6. 補助対象経費及び補助率	3
7. 補助対象期間	4
8. その他	4

### II. 補助事業の実施方法

1. 事業の公募について	5
2. 交付の申請について	5
3. 交付の決定について	5
4. 補助事業の開始について	6
5. 補助事業の実施経過（報告）等について	7
6. 補助事業の計画変更について	7
7. 補助事業の完了について	7
8. 実績報告及び額の確定について	8
9. 補助金の支払いについて	8
10. 取得財産の管理等について	8
11. 罰則・加算金等について	8
12. 個人情報の取り扱いについて	9

### III. 交付申請時の提出書類

○補助金交付申請時に必要な提出書類と作成時の注意事項	10
*関係書類（見本）	13～37

### IV. 関連資料等

1 関連資料	38
--------	----

#### <別添>

- 添付資料 1 補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課平成27年4月版）
- 添付資料 2 交付規程
- 添付資料 3 財務諸表等規則第八条（抜粋）

## I. 事業の概要

平成27年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金に係る民間事業者等を公募します。

### 1. 事業の目的

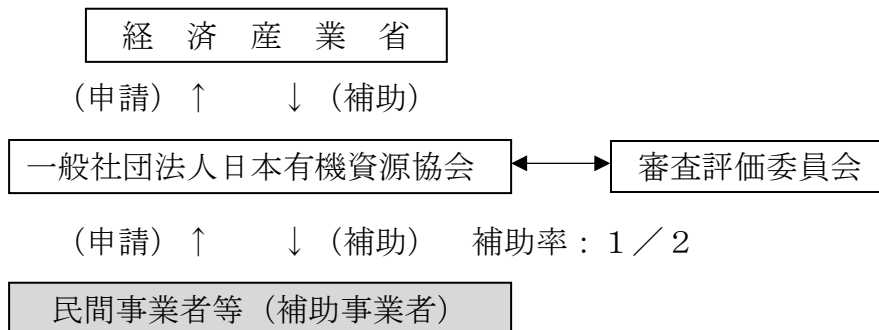
この補助金は、バイオディーゼルの一体的・先進的な流通システムの技術課題に取り組む地域の主体（以下「補助事業者」という。）を支援し、バイオディーゼルの供給・生産・流通・生産量の促進及び安定化を図り、事業等に要する経費等に対して、経済産業省が一般社団法人日本有機資源協会（以下「協会」という。）を管理団体として、当該事業に要する経費を補助することにより、バイオディーゼルの普及に向けて、解決すべき課題の抽出・整理を行い、バイオディーゼルの促進を図ることを目的とします。

### 2. 事業の内容

バイオディーゼルの導入促進を図るため、自治体、企業等で実証事業を行う者（補助事業者）に対して、補助金を交付する事業（間接補助事業）です。

### 3. 事業のスキーム

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業



### 4. 補助対象事業者

次の①～⑧のいずれかに該当する者であって、＜必要な条件＞の全ての条件を満たすことのできる者となります。

また、共同申請も可能ですが、その場合は連絡窓口として、代表1者を幹事事業者として決めていただきます。

＜補助事業の対象者＞

- ①民間企業
- ②地方公共団体
- ③公社
- ④第三セクター
- ⑤協同組合

- ⑥ バイオディーゼルの製造・供給・流通等関係者の組織する団体
- ⑦ バイオディーゼル燃料製造・供給・流通等の組織する協議会
- ⑧ その他適切と認める者

＜必要な条件＞

「7. 補助対象期間」に記載の“平成28年2月29日”までに事業が完了すること。【“事業の完了”とは、整備・支払・消防等の法的手続き等・協会への事業実績報告書提出、のすべてが完了することをいう】

- (ア) 当該補助事業の目的に沿って、事業を的確に遂行するに足る組織体制であること。
- (イ) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な人員、財政基盤を有し、かつ、技術的能力を有していること。
- (ウ) 当該補助事業に関する資金管理の適切な能力等を有していること。

## 5. 補助対象内容

補助事業における補助対象内容は表1のうち、技術実証事業執行のうえで必要と認められたものとしします。

表1 補助対象内容

番号	補助対象事業	補助対象内容
1	バイオディーゼル製造・供給・流通等に係る施設整備	バイオディーゼル製造・供給・流通等に必要な施設で以下のものとする。 ①バイオディーゼル製造施設 原料回収容器等資材 原料運搬専用車両 原料受入れ施設 原料貯留設備 原料前処理設備 メタノール及び触媒貯留設備 メタノール及び触媒注入設備 反応設備 分離設備 夾雑物除去設備 メタノール回収・貯留設備 洗浄等精製設備 脱水設備 製品貯留設備 添加剤注入設備 副産物再生・処理・貯留・搬出設備 蒸留設備 バイオディーゼル（製品）貯留・搬出設備 ユーティリティー設備（受変電設備、用水

		設備、等) 排水処理設備 排気設備 計装設備 消火設備 建物（バイオディーゼル製造施設に必要な構造のもの) ②バイオディーゼル・軽油混合施設 バイオディーゼル（製品）受入れ・貯留設備 軽油貯留設備 バイオディーゼル・軽油混合設備 混合製品貯留設備 混合製品出荷設備 計装設備 消火設備 ③バイオディーゼル供給・利用施設 給油設備 製品（バイオディーゼル、バイオディーゼル・軽油混合製品等）貯留設備（地下タンク等） 製品運搬専用車両 計装設備 消火設備 ④その他、事業目的達成のために上記施設と一体的に整備が必要であり、審査評価委員会が必要と認めた施設又は設備（含：仕様）
2	バイオディーゼルの品質等管理に係る分析	当該事業遂行上必要な原料及びバイオディーゼルの品質分析の実施
3	事業報告	審査評価委員会における事業報告への出席に係る旅費
4	当該事業において必要として設置するバイオディーゼルの製造・供給・流通に係る地域協議会活動（設置する場合）	地域協議会の開催、製造・供給・流通システム実行指針の策定、必要な調査の実施、原料調達・バイオディーゼル利用等連絡会（協議会内の分科会）の開催、普及啓発活動、その他必要な活動

## 6. 補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は表2のとおりとします。

表2 補助対象経費及び補助率

番号	補助対象経費	補助対象経費内訳	補助率
1	5の1のバイオディーゼル製造・供給・流通等に係る施設整備に必要な経費	①設計費 ②設備・機械・器具費 ③工事費 ④測量及び試験費 ⑤諸経費（工事負担金、許可等申請書作成費、書類提出旅費、等） なお、敷地・用地については補助対象外とする	1 / 2 以内
2	バイオディーゼルの品質等管理に必要な経費	① 原料及びバイオディーゼル（製品）の品質分析費	1 / 2 以内
3	事業報告に必要な経費	①審査評価委員会における事業報告に係る旅費	1 / 2 以内
4	5の4で協議会を設置した場合に係る活動に必要な経費	①会議費 ②人件費 ③報償費（謝礼金） ④旅費 ⑤消耗品費 ⑥通信運搬費 ⑦委託料 ⑧その他必要な経費	1 / 2 以内

※中古品の導入は補助対象外としますが、増設またはリプレースについては、新設と同様に補助対象とします。

※補助率：原則、補助対象経費に補助率（1 / 2）を乗じた金額ですが、上限が設定される場合があります。

## 7. 補助対象期間

交付決定日から平成28年2月29日までとする。

## 8. その他

- (1) 共同申請において、原則、事業者が他の共同事業者の再委託先や外注先になることはできません。法的制約等によりやむを得ず、共同事業者へ再委託や外注を行う場合には、その理由を申請書に記載するものとし、補助事業対象経費は再委託先である共同事業者の製品等の原価とします。
- (2) 補助事業における人件費等については、経済産業省大臣官房会計課発行の「補助事業事務処理マニュアル」（平成27年4月）に準ずること。（添付資料1）

## II. 補助事業の実施方法

補助事業の実施については、「地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程」(添付資料2)による他、以下によることとします。

### 1. 事業の公募について

#### (1) 公募の開始と告知

協会は、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業を実施するにあたり、申請に必要な事項について、協会ホームページに開示し公募を開始します。

#### (2) 公募説明会の扱い

今回の公募は、「公募説明会」は開催いたしません。

#### (3) お問い合わせ先

一般社団法人日本有機資源協会 担当：菅原(すがわら)、鈴木(すずき)  
〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6番16号 馬事畜産会館401号室  
電話番号：03-3297-5618 FAX番号：03-3297-5619  
電子メールアドレス： bdf27@jora.jp

### 2. 交付の申請について

#### (1) 事前連絡票の提出

交付申請を予定する事業者は、あらかじめ「事前連絡票」(様式-1)を提出してください。

#### (2) 交付申請書類の提出

交付申請する事業者は、Ⅲに掲げる必要な書類一式を決められた部数作成し、提出して下さい。なお、受理した申請書等は返却いたしません。

#### (3) 申請者の制約

申請者の代理・代行は受け付けません。必ず申請者ご自身で申請してください。

ただし、交付決定時までを目途に法人登記等を進めていて、申請書提出締切時にその登記等が間に合わない場合は、補助事業者と申請者との関係が明らかにわかる資料を添付して提出することは可能とします。その場合でも申請者ご自身で申請してください。

### 3. 交付の決定について

#### (1) 採択について

協会は、申請された事業について、技術実証として補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知いたします。(交付決定及びその他、協会からの連絡等は、全て「実施計画書(様式-5)の2. 事業実施者(1)幹事事業者 担当者連絡先1」に記載されているところへいたします。なお、連絡がつかない場合や、当該担当者が申請内容を十分に理解されていない場合等は、採択しな

い場合があります。)

また、採択者が予算の範囲を超えたために採択されなかった場合や、補助金の交付が適当でないとしたときは、不採択となった旨を理由とともに申請者に通知いたします。これらについての個別の問い合わせには応じいたしません。

なお、補助事業の採択の決定にあたっては、以下に基づき審査を行い、採択決定通知の際に、事業内容、積算等について協議する場合があります。

協会は、補助金の交付決定後に申請件数及び採択情報(件数、補助事業者名、事業名、事業概要等)を協会ホームページで公表いたします。なお、個々の情報の公表の取扱いにつきましては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

## (2) 審査について

### <審査の方法>

審査は原則として応募書類に基づいて外部有識者による審査委員会にて行い、事業者へのヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

なお、ヒアリング実施に際しては、協会事務局による事前書類審査を経て第2回審査委員会(平成27年8月26日(水)午後、東京にて開催予定)への出席を要請連絡いたします。

### <審査の観点>

申請書の審査は、下記の観点で総合的に評価します。

- ・ 補助事業の方針及び前年度採択事業の継続に合致した事業目的・事業内容となっているか。
- ・ 補助事業を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有しているか。
- ・ 補助事業の実施体制、実施スケジュール、予算額(規模)等は適正・明確となっており、かつ効率的なものか。
- ・ 事業の波及性、普及性、地域の活性化(特に、国の施策であるバイオマス産業都市の進展等)への寄与があるか。
- ・ 補助事業に係る経理等の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。

## (3) その他の交付要件

- ・ 共同事業者は、補助事業に対して費用負担すること。
- ・ 補助対象経費に、国からの補助金等(補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業でないこと。(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く)。
- ・ 補助事業期間以後に、補助金の交付の目的に従い補助事業により取得した設備等を用いて実施する事業について、経済産業省が別途指示する内容により、調査・報告の協力をする事とする。

#### 4. 補助事業の開始について

補助事業者は、協会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。(設計・工事等の見積り・発注・契約も含まれます。)

従って、交付決定前に補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の対象とならず、該当する一部或いは事業全体の交付が取消しとなります。

また、設計、工事等の発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。(不明な点は、必ず協会の担当者へ相談してください)

##### 【設計、工事等の発注及び契約等の留意点】

- ① 補助対象の発注日、契約日は、協会の交付決定日以降であること。
- ② 原則として競争入札または見積もり合わせ（見積もりは3社以上が望ましい）によって相手先を決定すること。
- ③ 補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。工事等の契約・支払いにあたっては、補助対象となる工事等と、補助対象外の工事等、それぞれに係る費用が明確にわかるようにすること。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。(補助対象内外の判別が困難な場合、補助金が支払われないことがあります。)
- ④ 当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、原則として当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑤ 複数年度にわたる工事等を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

#### 5. 補助事業の実施経過（報告）等について

- (1) 補助事業者は、協会が現地調査及びヒアリング等の必要が生じたときには速やかに対応すること。
- (2) 補助事業者は、年度中間を目途に「中間報告書」を、協会が指定する日までに協会に提出すること。また、中間報告後に事業の方向性を含めて修正等の指摘を受けた場合は、速やかに対応を図ること。
- (3) 補助事業者は、年度後半に「進捗報告書」を協会が指定する日までに協会に提出し、協会内に設置する評価委員会で年度報告をすること。
- (4) 補助事業者は、年度末に協会が開催する「事業報告会」に参加し、報告・発表すること。
- (5) 補助事業者は、年度の事業すべてが終了した時点で、「実績報告書」を協会へ提出すること。

#### 6. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定時の事業の内容を変更、補助事業対象経費の費目ご



とに配分された額の変更、及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協会の承認を受ける必要があり、速やかに承認申請書を提出すること。  
(期間中に補助対象経費が増額となっても、補助金額の増額は基本的に認められません)

※ 補助対象経費の各配分のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、協会の承認を受ける必要はありません。

#### 7. 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払い方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払いは対象外となります。

#### 8. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内或いは平成28年2月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協会は、補助事業者から実績報告書を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知いたします。

なお、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします（参照：関連資料2）。

#### 9. 補助金の支払いについて

補助金の支払いにあたっては、補助事業者が協会から確定の通知を受けた後に、精算払請求書を提出し、補助金を受けることとなります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に精算払を受けることができます。

#### 10. 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を十分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を諮る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、経済産業大臣が別に定める期間（参照：関連

資料3) 中に取得財産等を処分(譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続(例:財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続)を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### 11. 罰則・加算金等について

交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意願います。

- ・ 交付規程による交付決定の取り消し
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 協会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

#### 12. 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報につきましては、申請に係る事務処理に利用する他、協会が開催する関連事業や報告会等の連絡において利用させていただく場合がございます。

### Ⅲ. 申請時の提出書類

#### ○補助金交付申請時に必要な提出書類と作成時の注意事項

提出書類チェックシート（様式－２）を添えて、以下の資料又はこれに準ずるものを提出のこと。

なお、（６）～（１０）は様式６～１０に準じて必要に応じて添付資料として提出のこと。

- （１）申請概要表（様式－３）に加えて、事業全体及び補助対象がわかる事業概要版を２枚程度にまとめて添付すること（様式はパワーポイントが望ましい）。

※ 概要版は協会のホームページで公表予定です。

#### 【様式－３】作成時の注意点

- ・「申請者名」は、共同事業者全ての登記簿名を記載する
- ・「事業名」は、申請者が計画する事業名を記載する
- ・「共同事業者間の役割」は、各者の役割の概要を記載する（例：Ａ社／原料回収、Ｂ社／燃料製造設備運転）
- ・下段の「申請者所見」は、実施計画書（様式－５）より①～⑤の各項目についての内容を簡潔に記載してください

- （２）補助金交付申請書（様式－４）

#### 【様式－４（及び記、別紙１）】作成時の注意点

- ・右上の整理番号は、不要な場合は「番号」を消してください
- ・「申請者」は、全ての共同申請者について記載してください（共同申請者がいない場合は２者目以降の欄を削除してください）
- ・「事業名」は、申請者が計画する事業名を記載する
- ・記 ３．（２）の「全体の事業期間」は、複数年度にわたる場合に記載すること
- ・別紙１には、当該年度事業に係る経費を円単位で記入し、金額は別紙２、別紙３と同一であること

- （３）申請者情報として、申請者の概要、直近２ヵ年分の決算報告書等（経営基盤が判断できるもの）。（様式自由）

- （４）実施計画書（様式－５）

#### 【様式－５】作成時の注意点

- ・「補助事業の名称」は、様式－３の事業名と同じ
- ・「事業実施者」は、共同事業者全てを記載する  
ただし、協会からの通知等は「担当者連絡先１」宛にいたします  
なお、共同申請者がいない場合は２者目以降の欄を削除してください
- ・「申請者名称」は、登記簿と同表記
- ・各「代表者」の氏名欄には、代表者の役職名と氏名の順で記載する
- ・各申請者における「担当者」は、各申請者（団体等）に所属する方を記載し、代理・代行等は禁止いたします
- ・３（１）「補助事業の内容」は、記載欄への記入に加えて、必要に応じて図

面等を添付してもよく、添付資料としてもよい

- ・ 3 (2)「事業の実施場所」は、複数箇所で事業が実施される場合は、主要場所を記載し、他は添付資料とする

#### 《別紙2に係る注意点》

- ・ 施設整備費における設計費：事前調査費等及び基本設計費は補助対象外。「基本設計」とは、事業規模の決定や、主要構造物の設計及び図面作成、設備・機器関係の設計等、その他事業の根幹となる設計や経済性評価等を含めた作業をいい、その基本設計によって策定された基本計画の詳細な見直し作業等の設計作業を「実施設計」と称し、実施設計費を補助対象とする。また、機材や機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業を「システム設計」と称し、システム設計費を補助対象とする。
- ・ 施設整備費における設備費：土地の取得及び賃貸料（リース代）は補助対象外。
- ・ 施設整備費においては、申請時点で算定根拠となる資料（見積書・定価表・カタログ等）があれば添付すること。
- ・ 施設整備費における工事費：以下は対象外①補助事業者及び他者の既設構築物の撤去費及び復旧費、②基礎工事のうち、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）、③植栽及び外溝工事。
- ・ 諸経費：補助対象事業を行うために直接必要なその他経費（含：外注及びリース料の一部）で、以下は補助対象外とする。①業者との打合せのための旅費等、②振込手数料、③通信運搬費及び消耗品、④補助対象期間中のメンテナンス費用。
- ・ 別紙2-2の協議会活動における人件費：人件費は、原則として健保等級（添付資料4）に基づく労務費（時間単価適用）の単価に基づき算定する。
- ・ いずれの費目も金額の算定根拠となる資料は可能な限り添付のこと。
- ・ 補助金交付申請額は、費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とする。

#### 《別紙3に係る注意点》

- ・ 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金を受けているまたは受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を別紙3-1に記載すること。

#### 《別紙4に係る注意点》

- ・ 4-1には、補助事業の実施体制（事業所内体制等）及び請負者選定方法を記載のこと。
- ・ 4-2には、発注フロー図、契約方式、責任体制を記載すること。
- ・ 共同事業間の役割及び資産保有についても記載すること（様式自由）。

#### 《別紙5に係る注意点》

- ・ スケジュールに関しては、平成27年度のスケジュールを事業内容に合わせた項目毎に線表で表わす。
- ・ 事業を複数年度にわたって計画している場合は、＜全体＞の表も作成すること。

・補助対象外で事業に関係する工事等がある場合は、その工程を下段に記載すること。

(5) 実証事業に係る書類

①事業経費の配分（別紙－3）

②補助事業に要する経費及びその調達方法(全体事業に要する経費)(別紙－4)

③実施体制及び事業・技術に関する事業部等の組織に関する説明書（別紙－5）

④当該事業に関連した全体事業実施計画概要（含：実績）（別紙－6）

(6) 原料調達計画（添付用見本 様式－6）

(7) バイオディーゼル製造・供給・流通等施設整備計画（添付用見本 様式－7）

(8) バイオディーゼル生産計画（添付用見本 様式－8）

(9) バイオディーゼル流通・利用計画（添付用見本 様式－9）

(10) バイオディーゼルの製造・供給・流通に係る地域協議会活動(設置する場合)（添付用見本 様式－10）

(11) その他

・事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（または取得等）の必要なものについては、その取得についての進捗状況や取得見通し等を記載すること（様式自由）。（参照：関連資料4）

※ 応募書類は、A4サイズとし、（正）1部、（副）9部提出してください。

様式－ 1

宛先：(一社) 日本有機資源協会 FAX：03－3297－5619

電子メール：[bdf27@jora.jp](mailto:bdf27@jora.jp)

## 事業申請事前連絡表

連絡表提出日：平成 年 月 日

事業者の名称	
申請者情報 所属・役職・氏名	所属： 役職： 氏名：
連絡先	〒 住所： 電話番号： FAX 番号： 電子メールアドレス：
事業概略等	
申請書提出方法	(予定に○印記入) ・( ) 持参 ・( ) 郵送

様式－２

【提出書類チェックシート】

補助事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。

- 本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした資料を、本チェックシート（様式－２）をファイルの先頭にして、表の項目順にA4ファイルに綴じてください。
- 申請時の資料の提出は、上記ファイルを各10部（正本1部、副本9部）提出してください。

様式等番号	提出書類名	チェック	
様式－３	平成２７年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業申請概要表		
事業概要版	２枚（パワーポイント形式）		
様式－４ 及び別紙１	補助金交付申請書		
書式自由	申請者情報（概要）		
様式－５	実施計画書		
実証 事業	別紙２	事業経費の配分	
	別紙３	補助事業に要する経費及びその調達方法（全体事業に要する経費）	
	別紙４	事業実施体制	
	様式１０	協議会活動内容＜注１＞	
	別紙５	事業実施予定スケジュール	
添付資料	申請者定款		
	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）		
	財務諸表（直近２カ年分）		
	工事費等の算定根拠＜注２＞		
	バイオディーゼル燃料に係る個別の計画（原料調達計画、バイオディーゼル燃料製造・供給・流通等施設整備計画、バイオディーゼル生産計画、バイオディーゼル流通・利用計画、等）		
	その他＜注３＞		

※申請概要表、申請様式書類等は、電子データの提出もお願いします。（１部）

＜注１＞協議会を設置する場合は、ここへ様式－１０を挿入してください。

＜注２＞工事費等の算定根拠として、人件費積算資料、外注費見積内訳書、設計内訳書等を添付してください。

＜注３＞表中に記載されている項目の他、必要に応じて参考資料等を添付してください。

平成 2 7 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業申請概要表

新規・継続の別				
フリガナ				
申請者名				
事業内容	事業名			
	事業の規模等			
	事業実施場所			
	共同事業者間の役割			
	目的・内容			
当年度実施期間	交付決定日    ~    平成    年    月    日			
事業計画	実証事業(単位：円)			
	事業に要する経費(税込)	補助対象経費	補助金申請額	実施内容
	平成 2 7 年度			
	平成 2 8 年度			
	合 計			
項目	申請者所見			
① 従来の技術等				
② 解決しようとしている課題				
③ 課題を解決するための手段				
④ 手段の効果				
⑤ 手段の最適な形態及び汎用性				



番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本有機資源協会  
会長 兒 玉 徹 殿

住 所

申請者：名称

代表者役職

代表者氏名

印

住 所

申請者：名称

代表者役職

代表者氏名

印

平成 27 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付申請書

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

### 1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇実証事業

### 2. 補助事業の目的

### 3. 補助事業の開始及び完了予定日

- |              |       |   |    |   |   |   |
|--------------|-------|---|----|---|---|---|
| (1) 当年度の事業期間 | 交付決定日 | ～ | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 全体の事業期間  | 交付決定日 | ～ | 平成 | 年 | 月 | 日 |

### 4. 地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業の内容

#### (1) 補助事業の内容

#### (2) 補助事業の実施計画

#### (3) 補助金交付申請額

- ① 補助事業に要する経費
- ② 補助対象経費
- ③ 補助金交付申請額

※上記各項目の金額は、別紙1の合計金額と同一であること  
また、補助金交付申請額に消費税分は含まないこと。

#### (4) 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1-1）

#### (5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙1-2）

※一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

## 別紙1-1

## 補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	0	0	1/2	0
消費税	0			
合 計	0	0		0

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額は1円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記確金額欄の内容は、別紙2及び別紙3と同一であること。

## 別紙1-2

## 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
事業費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※ 第1・四半期／4～6月、第2・四半期／7～9月、第3・四半期／10～12月、  
第4・四半期／1～3月

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額は1円単位とし、端数は切り捨てること。

## 実施計画書

### 1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇実証事業

※様式－3の事業名と同じ。

### 2. 事業実施者：

#### (1) 幹事事業者

申請者名称(フリガナ) :  
代表者の氏名(フリガナ) :  
郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
住 所 :

#### 担当者連絡先1

郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
住 所 :  
氏 名(フリガナ) : ( )  
所属部署名 :  
電子メールアドレス :  
電話番号 :  
ファックス番号 :

#### (2) 共同事業者2

申請者名称(フリガナ) :  
代表者の氏名(フリガナ) :  
郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
住 所 :

#### 担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
住 所 :  
氏 名(フリガナ) : ( )  
所属部署名 :  
電子メールアドレス :  
電話番号 :  
ファックス番号 :

### 3. 地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業

#### (1) 補助事業の内容

##### 1. 従来技術等

今回、補助事業で実証しようとする技術等の内容及び現状における技術レベル等を簡潔に記載すること。

(記載欄)

##### 2. 解決しようとしている課題

前記、従来技術等での課題及び問題点を出来る限り定量的に、簡潔に記載すること。

(記載欄)

### 3. 課題を解決するための手段

前記課題について、今回の事業において、どのような手段で解決する計画かを具体的に記載する。実際の作業内容、実施方法、共同事業者内の役割分担及び実施スケジュールを明確に記載する。

(記載欄)

### 4. 手段の効果

前記手段による効果について、事業としての具体的な目標を数値等で記載する。また、その実現性と評価方法についても記載する。

(記載欄)

## 5. 手段の最適な形態及び波及効果（汎用性）

前記手段を最適な実施形態及び汎用性について、記載する。波及効果（汎用性）については、前提となる条件等も含め条件別の評価も記載する。

（記載欄）

### （2）事業の実施場所

- ・住所： ※事業者の会社所在地ではなく、主な施設等を設置し事業を行う場所。
- ・最寄り駅： ※公共交通機関等の最寄り駅（含：バス停）とそこからの所要時間。
- ・設置場所、施設の名称：
- ・設置場所（または施設）施設の所有者： ※自己所有でないときは利用許可書等を添付
- ・現地写真： ※現地及び周辺者損を添付

### （3）設備及びシステムの概要

- 1) 現有設備やシステム等
- 2) 補助事業によって変更及び増強等を図る設備

### （4）設備設置工事の概要

- 1) 補助事業に係る工事等の概要

## (5) 実施計画

### 1) 当該年度事業実施内容

①実証設備設置計画

②技術実証計画

### 2) 年度別事業実施内容

①実証設備設置計画

②技術実証計画

※ 1)、2)とも、実施内容、体制等を具体的に記載すること。

### 3) 事業実施予定スケジュール (別紙5)

## (6) 事業費

全事業者の事業期間の合計、全事業者の年度別の合計、事業者別の事業期間の合計、事業者別の年度別の内訳を作成すること。

1) 事業経費の配分 (別紙2-1、別紙2-2) ※説明及び積算内訳等に例を示した。

2) 補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙3)

## (7) 事業の実施体制

1) 次の項目を別紙4-1に記載すること。

・補助事業の実施体制 (社内実施体制等)

・請負会社選定方法

2) 別紙4-2に必要事項を記載すること。

・発注フロー図

・契約方式

・責任体制

3) 共同事業者間の役割及び資産保有について記載すること (様式自由)。

## (8) 事業実施に関連する事項

1) 他の補助金との関係

2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

## (9) 当該事業の個別計画

1) 原料調達計画

2) バイオディーゼル燃料製造・供給・流通等施設整備計画

3) バイオディーゼル生産計画

4) バイオディーゼル流通・利用計画

5) バイオディーゼルの製造・供給・流通に係る地域協議会活動

## (10) その他

\*新しいシステムの構築やコストダウン等の実証や提案に関する資料



事業経費の配分（施設整備関係）

※平成 27 年度分を作成

(単位:円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費		実施設計 ・・・		実施設計 ・・・		1/2		※発注予定 先(製作・施 行者等)が ある場合や その他参考 となる事項 について記 載のこと。  ※工事請負 会社に支払 う一般管理 費等は工事 費の費目に 入れるこ と。
(小計)	0		0				0	
設備費		反応設備 蒸留設備 計装設備 貯留設備 専用車両 ・・・ ・・・		反応設備 蒸留設備 計装設備 貯留設備 専用車両 ・・・ ・・・	設備能 力、形式、 容量等の 基本仕様 について それぞれ を記載の こと。			
(小計)	0		0				0	
工事費		造成工事 基礎工事 据付工事 試運転 ・・・		基礎工事 据付工事 試運転 ・・・				
(小計)	0		0				0	
諸経費								
(小計)	0		0			0		
合計	0		0			0		
消費税	0		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れ					
総計	0		ることはできません。					

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注 2) 金額は契約単価で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考にすること。

(注 3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

事業経費の配分（施設整備以外）

※平成 27 年度分を作成

（単位円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付申請予定額	備考	
	金額	説明	金額	説明	積算内訳				
品質等管理費		分析経費 .....		分析経費 .....		1/2			
(小計)	0		0				0		
事業報告関係費		旅費		旅費					
(小計)	0		0				0		
協議会活動費		会議費 人件費 報償費 旅費 .....		会議費 人件費 報償費 旅費 .....					
(小計)	0		0			0			
合計	0		0				0		
消費税	0		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。						
総計	0								

(注 1) 金額の算定根拠を添付すること。

(注 2) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

別紙 3 - 1

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【年度別】

（単位：円）

	補 助 金			自 己 資 金	金 融 機 関 借 入 金			そ の 他	合 計 (A)	備 考
	協 会	そ の 他 (県補助 金等)	計		(〇〇 銀 行)	(〇〇 銀 行)	計			
平成 2 7 年度			0				0		0	
平成 2 8 年度			0				0		0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資金の調達方法（事業全体に要する経費）

<全体>又は<年度>

※地方公共団体の方のみ提出してください。

(単位:円)

	総事業費	補助金 交付 申請予 定額	地方負担分内訳					
			県負担 額	予算措 置 の状況	市町村 負担額	予算措 置 の状況	その他 負担額	予算措置 の状況
施設整備費								
品質等管理 費								
協議会活動 費								
諸経費								
小 計	0	0	0		0		0	
労務費								
その他経費								
小 計	0	0	0		0			0
計	0	0	0		0			0

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【事業に要する経費に対する資金調達方法（平成27年度）】 （非営利団体のみ）

（単位：円）

		資金調 達先	金 額	備 考	
団体の負担 金額	当該地域活動のための会員からの 特別寄付金				
	団体の財産（団体内に設立した基金 など）				
	団体構成員の会費				
	団体に対する 賛助寄付金	地方自治体			
		企業等			
	銀行、公庫などからの借入金 （申請団体が返済義務を負うもの）				
事業による 収入	当該事業への賛助寄付金				
	参加費等による収入				
合 計（事業に要する経費）			0		
＜参考＞協会以外からの補助金					

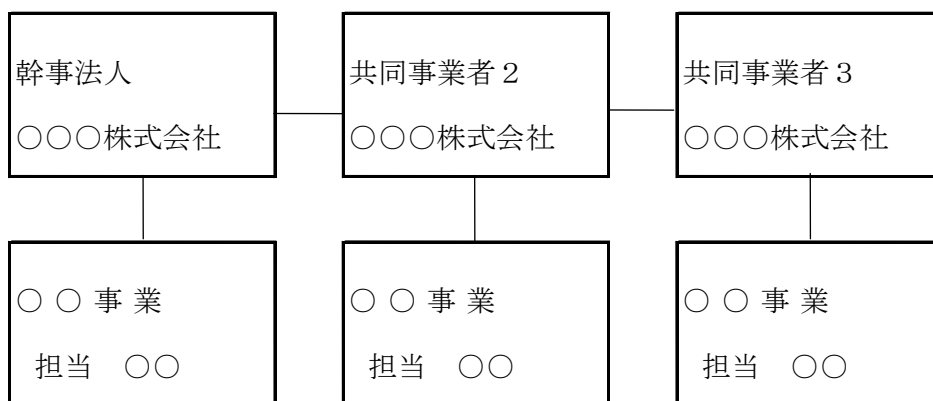
## 事業実施体制

### 1. 補助事業名

### 2. 事業実施社内体制

※ 事業所内体制は申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署及び共同事業者等が記載された申請事業実施体制を簡潔に記載、または添付のこと。

#### 参考図



### 3. 請負会社選定方法

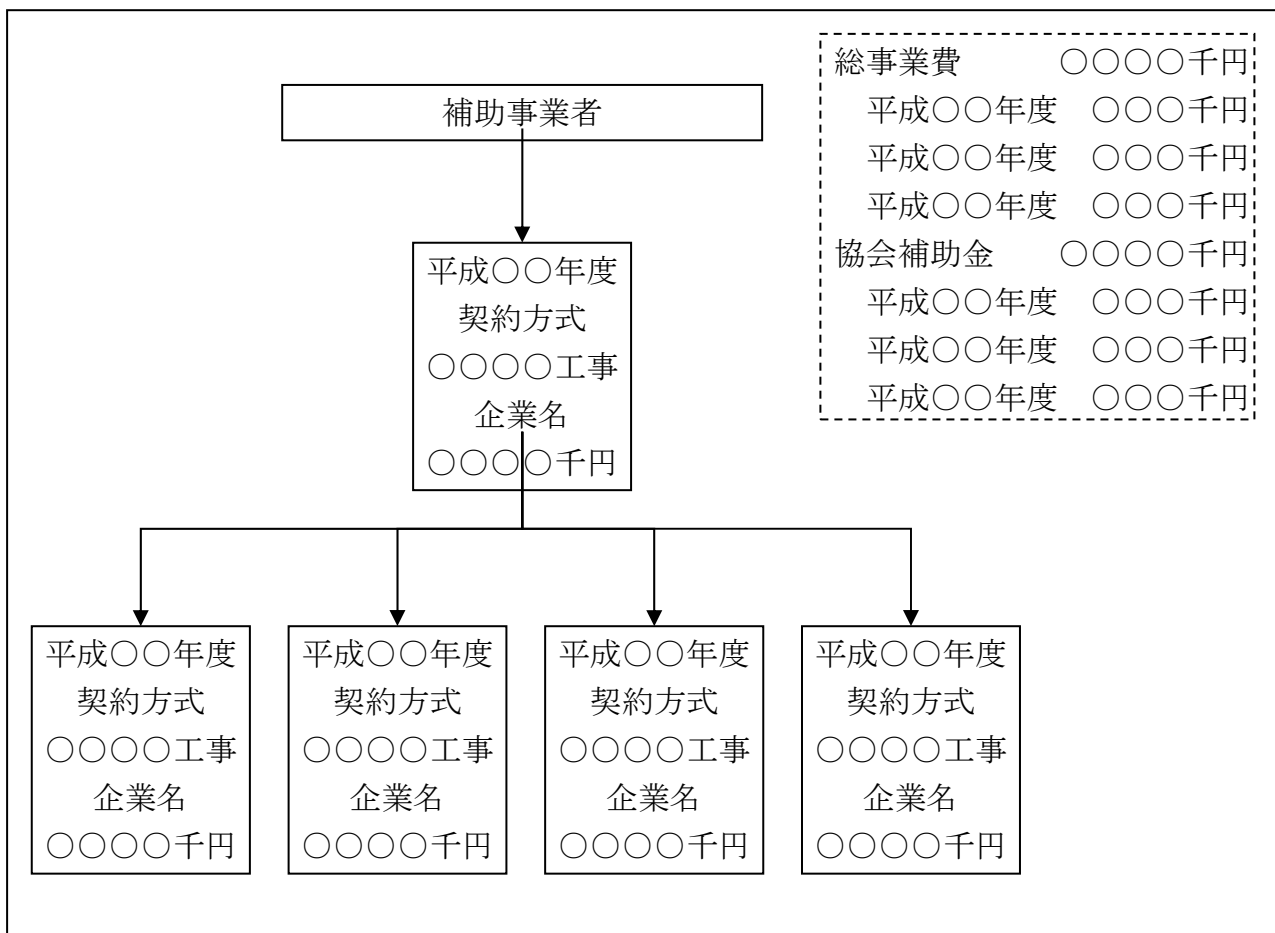
事業実施体制

1. 補助事業名

2. 発注フロー図

※ 一括請負契約の場合は下請業者まで記載。また、「契約方式」は、「入札」または「見積合わせ」のいずれかを記載すること。

参考図



3. 責任体制

※ 請負業者間に未払い、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。

事業実施予定スケジュール

<平成27年度>

項目	平成27年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
協議会設立	→												
協議会活動			→										
〇〇設計				→									
〇〇設備設置						→							
〇〇設備稼働								→					
△△購入						→							
◇◇							→						
...													
補助事業外工事						→							



別紙5

<全体>

項 目	平成〇〇年度	平成〇〇年度

様式－6

添付資料見本

(5) 原料調達計画

番号	項目	記載内容
1	原料調達体制	原料調達の部署・人員、分担、調達場所、等
2	原料の種類	原料の種類、調達先、等
3	原料の品質管理体制	原料の品質維持向上のために採っている方策
4	原料調達工程	年度ごとに調達先、回数、数量、等
5	原料回収方法	拠点回収、巡回回収等の回収方法を記載
6	原料調達コスト	調達価格、経費、等
7	その他特記事項	

添付資料見本

(6) バイオディーゼル製造・供給・流通等施設整備計画

番号	項目	記載内容
1	施設整備の概要	施設の特徴、施設の規模、稼働日数等を記載
2	製造・供給・流通等の工程	バイオディーゼル製造・供給等の主要段階の工程と能力・諸元、工程のフローチャート、等
3	施設整備内容及び事業費	施設の種類区分（主要項目）ごとに、規模・能力、装置・設備メーカー名、全体事業費、当該年度事業費、補助金額、自己資金額、借入金額（借入先等を含む）等
4	製造・供給・流通等技術	主要な製造・供給に関する技術ごとに、技術の特徴、技術の優れている点、新規性、バイオ燃料の品質向上方策、効率性・能率性、操作・稼働上の留意点、等
5	製造・供給等施設の整備工程	主要な製造・供給等施設について、設計、施工（着工、完工）、試運転、通常運転等の月別の工程を記載
6	関係法律の許認可・届出等の状況	廃棄物処理法、消防法、工場立地法等についての状況（事前協議済み等）
7	敷地・用地の準備状況	敷地・用地の予定場所、準備状況、等
8	その他特記事項	

様式－ 8

添付資料見本

(7) バイオディーゼル生産計画

番号	項目	記載内容
1	バイオディーゼルの製造	原料の管理・調整（前処理）、バイオディーゼルの製造方法、年間製造量（事業実施年度以降5年間）
2	副産物の処理	副産物（グリセリン等）の発生量とその処理方法
3	製造・供給等施設の操作、維持管理	責任者及び管理者の分担・役割・保有資格、人員等
4	バイオディーゼルの品質管理体制	バイオディーゼル（製品）のサンプリング方法、品質分析方法、分析頻度、分析費用、等
5	その他特記事項	

添付資料見本

(8) バイオディーゼル流通・利用計画

番号	項目	記載内容
1	流通・利用形態	B5、B100 について、流通方式、利用形態（一般車両、トラック、運搬車両、建設重機等）
2	流通・利用計画	バイオディーゼル製造量（年間）、自家利用量（年間）、流通・販売量（年間）、利用先別利用量（年間）、販売価格（リットル当たり価格）等
3	流通・利用組織	バイオディーゼル流通・販売を行う方法と実施組織等
4	年間収支計画	補助事業終了後の年間収支計画見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入　：バイオディーゼル販売、その他</li> <li>・支出　：原料費、施設運転管理費、一般管理費、減価償却費、租税公課、支払い利子、その他)</li> <li>・収支差：収入額－支出額</li> </ul>
5	その他特記事項	

添付資料見本

(9) バイオディーゼルの製造・供給・流通に係る地域協議会活動(設置する場合)

番号	項目	記載内容
1	地域協議会の体制	規約、組織、名簿、事務局 等
2	活動計画	地域協議会の開催、実行指針の策定、調査の実施、原料調達・バイオディーゼル利用等連絡会の開催、普及活動等の実施時期、内容等
3	必要経費	全体及び年度別(複数年度実施の場合)に記載
4	その他特記事項	

※申請時点の計画で構いません。

関連資料 1

(参考) 平成25年度適用 等級単価一覧表

等級	健保等級適用者 労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	月給範囲額			
			以上	～	未満	
1	340	440		～	81,900	440
2	400	520	81,900	～	94,900	520
3	460	590	94,900	～	107,900	590
4	520	670	107,900	～	120,900	670
5	570	750	120,900	～	131,300	750
6	610	790	131,300	～	139,100	790
7	650	840	139,100	～	148,200	840
8	690	900	148,200	～	158,600	900
9	740	960	158,600	～	169,000	960
10	790	1,020	169,000	～	179,400	1,020
11	830	1,090	179,400	～	189,800	1,090
12	880	1,150	189,800	～	201,500	1,150
13	940	1,220	201,500	～	214,500	1,220
14	1,000	1,300	214,500	～	227,500	1,300
15	1,060	1,380	227,500	～	240,500	1,380
16	1,120	1,450	240,500	～	253,500	1,450
17	1,180	1,530	253,500	～	273,000	1,530
18	1,300	1,690	273,000	～	299,000	1,690
19	1,410	1,840	299,000	～	325,000	1,840
20	1,530	1,990	325,000	～	351,000	1,990
21	1,650	2,150	351,000	～	377,000	2,150
22	1,770	2,300	377,000	～	403,000	2,300
23	1,890	2,450	403,000	～	429,000	2,450
24	2,000	2,610	429,000	～	455,000	2,610
25	2,120	2,760	455,000	～	481,000	2,760
26	2,240	2,910	481,000	～	513,500	2,910
27	2,420	3,150	513,500	～	552,500	3,150
28	2,600	3,380	552,500	～	591,500	3,380
29	2,770	3,610	591,500	～	630,500	3,610
30	2,950	3,840	630,500	～	669,500	3,840
31	3,130	4,070	669,500	～	708,500	4,070
32	3,300	4,300	708,500	～	747,500	4,300
33	3,480	4,530	747,500	～	786,500	4,530
34	3,660	4,760	786,500	～	825,500	4,760
35	3,840	4,990	825,500	～	864,500	4,990
36	4,010	5,220	864,500	～	903,500	5,220
37	4,190	5,450	903,500	～	949,000	5,450
38	4,430	5,760	949,000	～	1,001,000	5,760
39	4,660	6,060	1,001,000	～	1,053,000	6,060
40	4,900	6,370	1,053,000	～	1,111,500	6,370
41	5,200	6,760	1,111,500	～	1,176,500	6,760
42	5,490	7,140	1,176,500	～	1,241,500	7,140
43	5,790	7,520	1,241,500	～	1,306,500	7,520
44	6,080	7,910	1,306,500	～	1,371,500	7,910
45	6,440	8,370	1,371,500	～	1,449,500	8,370
46	6,790	8,830	1,449,500	～	1,527,500	8,830
47	7,150	9,290	1,527,500	～		9,290

注) 上表中の等級単価には、一切の消費税及び地方消費税を含んでいない。

## 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上相応しくないと考え得ます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記の通り利益等排除方法を定めます。

### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第八条（添付資料 3）で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

### 2. 利益等排除の方法

#### （１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

#### （２） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

#### （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。



## 財産処分制限期間について

補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協会の承認を受けなければならない。

地域バイオディーゼル流通システム技術実証設備：設置後 4 年

## 地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業

### 実施に際しての関係法令等

本補助事業を実施するに当たり、許認可、届出等の行政手続き（含：地方公共団体の条例、地元・地域社会等との取り決め等に基づくもの）や住民への説明等の手続きが必要な場合は、必要となる手続きの内容全てについて、手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料（議事録等）を添付すること。なお、計画段階にある場合は、目途、日程等の面で無理がないことを確認できるものであること（必要な手続きが未了のものについては、行政機関等の窓口名、通常の事務処理期間、懸案事項、見通し等について記載すること）。

#### <一例>

- ・ 廃食用油回収及び搬送に当たっては、「廃棄物処理法」及び「危険物取扱」等との関係（含：必要性の可否）
- ・ バイオディーゼル製造に当たっては、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「水質汚濁防止法」など
- ・ 軽油との混合に当たっては、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」における軽油特定加工業の登録及び「軽油引取税」納税の関連
- ・ バイオディーゼル利用に際しての貯蔵所及び給油所における関連法令